

ID: 1284

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	資格確認書の再交付
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条第1項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
【基準】 省令第7条の規定による。 (資格確認書の再交付及び返還) 第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格確認書を破り、汚し、又は失つたときは、第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第2号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請することができる。 (1) 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 (2) 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち2以上の書類 2 資格確認書を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その資格確認書を添えなければならない。 3 市町村は、第1項の規定による申請があつたときは、資格確認書を世帯主に再交付しなければならない。 4 世帯主は、資格確認書の再交付を受けた後、失つた資格確認書を発見したときは、直ちに、発見した資格確認書を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。 5 世帯主以外の者が世帯主を代理して第1項の申請をする場合には、同項第1号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第2号イからハマでのいずれかに該当するもの(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該	

個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- (2) 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状
- (3) 前2号に掲げる書類を添えることが困難である場合には、官公署から世帯主に対し1に限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類

6 前項後段の規定にかかわらず、市町村は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとき又は同項の世帯主以外の者が当該世帯主と同一の世帯に属する者であるときは、当該書類を省略させることができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1285

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、当該被保険者に係る資格確認書(一部負担金の割合が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに対し、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1286

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第7条第1項第2号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 被保険者の氏名及び生年月日 (2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 (3) 再交付申請の理由			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1287

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特定疾病受療証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の13第8項の規定による。 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定) 第27条の13 8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1288

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第2項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の市町村又は組合の認定) 第27条の14の2 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第1号の8による限度額適用認定証 (2) 組合 様式第1号の8の2による限度額適用認定証			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1289

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第5項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の市町村又は組合の認定) 第27条の14の2 5 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1291

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請) 第28条 2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けていた場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第2による特別療養証明書 (2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 1292

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第28条第6項の規定による。 （特別療養給付の申請） 第28条 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1539

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第7項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】 政令第29条の2第7項の規定による。 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額) 第29条の2 7 被保険者が特定疾病給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。))のうち健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第29条の3第8項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 省令第27条の12の2第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定) 第27条の12の2 令第29条の2第7項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第29条の3第1項各号又は第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1889

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の6の4第4項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等) 第26条の6の4 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1891

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	生活療養減額認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の6の4第1項から第3項までの規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等) 第26条の6の4 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証(以下「生活療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 (1) 市町村 様式第1号の6の3による生活療養標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の6の4による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 157

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	資格確認書の交付
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第9条第2項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第5条から第7条までの規定による。 (被保険者) 第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外) 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保険者としなない。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。 (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者 (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。 (8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者 (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者 (10) 国民健康保険組合の被保険者 (11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期) 第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 7 年 4 月 1 日

ID: 158

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	療養費の支給		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第54条第1項の規定による。 (療養費) 第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 159

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特別療養費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第54条の3第1項の規定による。 (特別療養費) 第54条の3 市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。 3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	
標準処理期間	90日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 7 年 4 月 1 日

ID: 160

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	移送費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条の4第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第54条の4の規定による。 (移送費) 第54条の4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。 2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。 省令第27条の10及び第27条の11の規定による。 (移送費の支給要件) 第27条の10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。 (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。 (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。 (移送費の支給申請) 第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日 (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所 (5) 移送に要した費用の額 (6) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。 (1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。 健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(平成6.9.9保険発第114号)参照	

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特別療養給付の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第55条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第55条の規定による。 (被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合) 第55条 被保険者が第6条第7号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第26項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。 2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。 (1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。 (2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至つたとき。 (3) その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができるに至つたとき。	

(4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。 3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。 4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。			
標準処理期間		90日	
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	高額療養費の支給		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第57条の2第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第57条の2第1項の規定による。 (高額療養費) 第57条の2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第1項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	食事療養減額認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 市町村又は組合は、被保険者が、令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「食事療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による市町村又は組合の認定(第27条の14の2及び第27条の14の5に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。 (1) 市町村 様式第1号の6による食事療養標準負担額減額認定証 (2) 組合 様式第1号の6の2による食事療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 (1) 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。 (2) 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。 4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日

ID: 164

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	食事療養標準負担額減額の特例		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の5の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に関する特例) 第26条の5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかったことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。 2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地 (3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額 (4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間 (5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかった理由 (6) 被保険者記号・番号 3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	特定疾病に係る市町村又は組合の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】 政令第29条の2第8項の規定による。 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額) 第29条の2 8 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定) 第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 514

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第44条第1項の規定による。 第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。 (1) 一部負担金を減額すること。 (2) 一部負担金の支払を免除すること。 (3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1120

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	食事療養減額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の3第5項の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1283

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	高額介護合算療養費の支給		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第57条の3第1項の規定による。 (高額介護合算療養費) 第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額(前条第1項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。 2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。 国民健康保険における高額介護合算療養費の支給等の事務の取扱いについて(平成21年4月3日保国発第0403002号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日